

民間公益活動を行う団体が担う役割及び期待される機能について

(案)

※ 法及び中間的整理に記載された事項並びにこれまでの審議会での議論を踏まえ、事務局で整理したもの。

I. 役割

- 民間公益活動を行う団体の役割としては、以下のことが考えられる。
 - ① 行政が対応することが困難な具体的な社会の諸課題を抽出し、可視化する。
 - ② 成果に着目しつつ、休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成等により受けた資金を適切に活用し、社会の諸課題の解決に向けた取組みを推進する。
 - ③ 民間の創意・工夫を十分に生かし、複雑化・高度化した社会の諸課題を解決するための革新的な手法（アプローチ）を開発し、実践する。
 - ④ 現場のニーズや提案、事業成果等を資金分配団体等にフィードバックし、一層の制度の改善につなげる。

II. 期待される機能

- 民間公益活動が行う団体が担う役割を踏まえ、期待される機能として以下のことが考えられる。

1. 法の規定に係る機能

民間公益活動の適切かつ確実な実施（第22条第4項）

- ① 行政の縦割りに「横串」を刺す、あるいは隙間に落ちている具体的な課題の抽出と可視化
- ② 課題に応じた最適な解決手法の提案、実施
- ③ イノベーションの創出、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発、実践
- ④ 自ら行う民間公益活動の成果評価の実施

2. 審議会における議論を踏まえ、備えることが望ましい機能

- 制度の改善につなげるため、現場のニーズや提案、事業成果等の資金分配団体等へのフィードバック

【参考】現場団体の革新性（例）

テーマ	・ 社会から認知されていない、可視化されていない 課題への対応 (受益者と課題解決の担い手が極端に少ないケースへの対応 等)
新しい事業モデル	複雑化・高度化した現代の社会課題の解決には、従来とは異なる事業モデルによるアプローチが求められる。特に現場団体は、その課題に直接触れる機会が多く、現場レベルで生まれるアイデアを具現化することで、革新的なアプローチが生まれることが期待される。
新しい技術の応用	人工知能 (AI) ¹ 、ビッグデータ ² 、IoT ³ 等の情報通信技術 (ICT)、ロボット技術等研究機関や民間企業によって開発された新しい技術を社会課題解決に応用することで、革新的なアプローチが生まれることが期待できる。
集合的インパクト ⁴	ひとつの現場団体で行うことができる活動は限られているため、営利法人与自然営利組織、行政と民間という垣根を越えて、関係主体同士が集合的インパクト (コレクティブ・インパクト) を志向し、新しい発想の事業アイデアやお互いの強みを生かした事業が生まれることで、より革新的な取組が促進される。
他地域への展開	従来の民間公益活動には、一定の社会的インパクトを創出することが出来ていても、その効果が地域限定的になっているものが少なくない。社会的インパクトの拡大のためには、そうした成功事例による事業モデルや成功のための要素等を他の現場団体等でも行えるように標準化し、他地域へ展開をすることが望ましい。
規模の拡大	現場団体の革新性は新しい団体に限定されるわけではなく、社会課題解決と国民利益の増進のためには、従来の事業をさらに進化させて、より規模の拡大が図れるような活動を行うことが望ましい。

(出典) 休眠預金等活用審議会 第6回「駒崎弘樹専門委員提出資料」及び第7回「調査アドバイザーグループ 報告書」より事務局作成。

¹人工的にコンピュータ上等で人間と同様の知能を実現させようという試み、あるいはそのための一連の基礎技術を指す。

²大容量のデジタルデータを指す。

³Internet of Things (モノのインターネット) の略称。あらゆるモノがインターネットにつながる世界であり、インターネットを介した情報活用概念を指す。

⁴セクターの垣根を超えて様々な立場の関係者が、目標・成果を共有した上で、共通の評価システムの下で、お互いの強みを生かした取組を集中的かつ効果的に行うことで、より迅速により大きな社会的インパクトの創出を目指すアプローチを指す。

【参考】社会の諸課題を抽出・可視化し、その解決に向けて取り組んでいる事例

NPO法人ファミリーステーションRin

地域課題
日進市で子育て中の母親の約56%が「思うように家事ができないこと」を不安・負担に感じている (2015年)

事業名
「にっしん産後サポート」事業

当事者を中心に据えた「にっしん産後サポート」事業の相関図

助成金額
あいちの課題 深掘りファンド **100,000円**
住友理工 あったか未来基金 **300,000円**
事業指定プログラム「ミエルカ」2015、2016 **793,536円**
2016 **1,310,000円**

収入内訳

	2014年度	2016年度
会費・寄付	983,594円	504,620円
補助・助成金	1,499,866円	3,658,756円
事業収入	26,361,620円	27,015,388円
受託収入	0円	0円
合計	28,845,080円	31,178,764円

団体DATA
NPO法人
ファミリーステーションRin
〒470-0104
愛知県日進市岩藤町陸見63
tel: 0561-74-1080
fax: 0561-74-1080
e-mail: rin@npo-rin.sakura.ne.jp
web: http://www.npo-rin.sakura.ne.jp/

あなたにとって財団とは？
● 助成先の声
事務局 久野明子さん
ボランティアの協力も本当にありがたいですが、事業を進める上で事務局のサポートもまさに伴走支援といえます。

収入総額2,884万円(2014年度)⇒3,117万円(2016年度)

NPO法人Paka Paka

地域課題
知多南部三町の障がい児支援事業所(5事業所)のうち、家族支援を行っている場は1ヶ所

事業名
「子どもの未来につながる家族支援のWa(話・和・輪)に向けた「子育てサロン運営事業」

PakaPakaのロジックモデル

資源	活動	直接の結果	初期成果	中期成果	長期成果
人 ・専門家 ・大学生 ・福祉大学教員 ・NPO ・先輩の保護者 ・県内の教員、専門家とのネットワーク	個別支援・集団プログラム	55名の会員に対して週1回実施 各発達支援サービス提供 時保護者にフィードバック、指導	社会適応能力の向上 ・セルフマネジメント ・余暇の充実 ・模倣による学習 ・物を見る力の拡充 ・問題行動の軽減 ・コミュニケーションスキルの拡充 ・学習する態度の形成	キャリア教育による就労スキルの形成 ・計画の理解、作成 ・社会マナーの取得 ・自己表現の場の確保 ・就労の場でのコミュニケーション	専門的な支援を受ける ながら社会生活を送る
もの ・教材	保護者支援のプログラム	毎月1回(1回2時間)10名を対象に講義を実施、年1回個別面談	保護者の養育スキル向上 ・障がい特性の理解 ・特性に応じた適切な関わり方 ・問題行動の対応	保護者の精神的安定 ・子育て後のビジョンを持つ	子どもと保護者の生活、保護者の自己実現
情報 ・先進的な論文、文献			適切なサービス利用		
ノウハウ ・発達支援に関する知識、技術					

助成金額
あいち・なごや子どもとつくる基金 (ホップ) **100,000円**
(ステップ) **170,400円**
事業指定プログラム「ミエルカ」2016 **1,067,877円**

収入内訳

	2014年度	2016年度
会費・寄付	1,536,635円	3,113,000円
補助・助成金	700,000円	0円
事業収入	11,501,378円	28,066,000円
受託収入	0円	0円
合計	13,738,013円	31,179,000円

団体DATA
NPO法人Paka Paka
〒470-2504
愛知県知多郡武豊町熊野51-2
tel: 0569-77-0492
fax: 0569-77-0492
e-mail: office@paka-paka.net
web: http://paka-paka.net/

あなたにとって財団とは？
● 助成先の声
事務局長 土肥りさん
事業の目的、目指す成果、伝える力、新しい時代との向き合い方を、たくさんの方とすてきな出会いの中で学んできました。今では胸を張って、自分たちの想いを伝えることができ、団体の基盤になったことを実感しています。

収入総額1,378万円(2014年度)⇒3,117万円(2016年度)

(出所)あいちコミュニティ財団 2016年度年次報告書『あいちの課題深掘りBOOK』2016 (2017年8月4日)

5 ≪民間公益活動を行う団体に係る法の規定≫

(基本計画)

第十九条 (略)

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

10 三 次に掲げる団体の選定に係る基準及び手続に関する事項

イ 民間公益活動を行う団体であって、民間公益活動の実施に必要な資金について、休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成等を受けるもの(口の資金分配団体を除く。以下単に「民間公益活動を行う団体」という。)

15 口 民間公益活動を行う団体に対し助成等を行う団体であって、助成等の実施に必要な資金について、指定活用団体から休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成又は貸付けを受けるもの(以下「資金分配団体」という。)

四・五 (略)

3・4 (略)

20 第二十二条 (略)

2 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体は、この法律並びに基本方針及び基本計画並びに助成等の目的に従って誠実にその事業を行わなければならない。

3～5 (略)